

# 社会福祉法人秋田けやき会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条および第22条の規定に基づき、社会福祉法人秋田けやき会の評議員、理事、監事および秋田けやき会評議員選任・解任委員会外部委員（以下「外部委員」と言う。）の報酬の支給に必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の定義)

第2条 この規程に定める報酬とは、理事長・常務理事・業務執行理事、評議員、理事、監事および外部委員の報酬とし、職務に応じて支払うものとする。

理事長、常務理事・業務執行理事については月額、評議員、理事、監事および外部委員については日額とする。

## (報酬の支給)

第3条 理事長・常務理事および業務執行理事の報酬については、その計算期間は、月の1日から末日とし、支給日は毎月21日とする。ただし、その日が金融機関休業日の場合は、前日を支給日とする。

また、評議員、理事、監事および外部委員については、理事会・評議員会および秋田けやき会評議員選任・解任委員会への出席やその他の用務により勤務した日に支給する。

## (支給額)

第4条 理事長、常務理事および業務執行理事の支給額については、定款第21条の規定に定める。

理事評議員・理事・監事	日額	5,000円以内
外部委員	日額	5,000円以内

## (その他)

第5条 その他必要と認める事項については、その都度評議員の議決を経て、定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成14年12月6日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

別紙

(報酬の支給額)

1 理事長、常務理事および業務執行理事の支給額は以下のとおりとする。

理事長	月額 500,000円以内
常務理事および業務執行理事	月額 500,000円以内

(役員が法人の職員を兼ねる場合)

2 上に記載の役員が、法人の職員を兼ねる場合には、その報酬は、社会福祉法人秋田けやき会職員給与規程に基づく。